

## 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法について

### ○次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日までの4年間
2. 内容

目 標 : 産休、育児休業や介護休業、子の看護休暇や介護休暇について  
制度の周知や情報提供を行い、取得促進を図る。

#### <対策>

- ① 全職員に、当法人の支援制度や公的給付制度等の情報提供の周知を実施する。
- ② 対象職員に、当法人の支援制度や公的給付制度等の個別説明を実施する。
- ③ 管理職が制度を理解し、柔軟に休暇取得できるよう配慮に努める。

### ○女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が活躍し継続就業できる雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日までの4年間
2. 内容

目 標 : ワークライフバランスの実現を図るため、時間外労働を10%削減  
に努める。

#### <対策>

- ① 令和 4年 4月より各部署で時間外労働の削減に向け、業務の効率化や分担の見直しを実施する。
- ② 管理職が、率先して退勤、部下への声掛けを行い帰宅しやすい雰囲気づくりを行う。
- ③ 部署毎の時間外労働時間を把握し、時間外労働が多い部署には業務改善を促す。